

第2回瑞穂町地域保健福祉審議会

会議録

日時：令和2年7月28日（火）午後1時30分～3時17分

場所：瑞穂町役場庁舎4階 全員協議会室

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 議題
 - (1) 第3次地域保健福祉計画の進捗状況について
 - (2) 第4次地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査の結果について
 - (3) 第4次地域保健福祉計画について
 - (4) 各専門分科会について
- 5 その他
 - (1) 高齢者福祉課よりお知らせ
 - (2) 健康課よりお知らせ
- 6 閉会

出席者【委員】 19名

村井委員	田中委員	鈴木(寿)委員	粕谷(道)委員	渡辺委員
戸田委員	石塚委員	中村委員	粕谷(雅)委員	小川委員
日野委員	播磨委員	嶋田委員	石蔵委員	石井委員
大井委員	横沢委員	福島委員	小峰委員	

欠席者【委員】 5名

岩本委員	大屋委員	五十嵐委員	鈴木(香)委員	川鍋委員
------	------	-------	---------	------

1 開会

事務局より配布資料の確認。

- (1) 次第
- (2) 令和元年度第3次地域保健福祉計画進捗状況調査（資料1）
- (3) アンケート調査結果ダイジェスト（資料2）
- (4) 専門分科会委員名簿（資料3～6）
- (5) 高齢者等見守りシール事業のお知らせ（資料7）
- (6) 赤ちゃん応援臨時給付金のお知らせ（資料8）
- (7) 地域保健福祉審議会委員名簿
- (8) 第4次地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書
- (9) 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査結果報告書
- (10) 子ども・子育て支援事業計画

2 あいさつ

会長よりあいさつ。

3 自己紹介

委員、町職員、事務局、担当コンサルタントの順に自己紹介。

4 議題

(1) 第3次地域保健福祉計画の進捗状況について

福祉課長より、令和元年度第3次地域保健福祉計画進捗状況調査（資料1）に添って説明。

- ・ 公共施設の利用促進
- ・ 障がい者の社会参加の促進支援
- ・ NPO・ボランティアに対する評価システムの理解促進
- ・ 地域福祉権利擁護事業に関する連携と支援
- ・ 成年後見制度の周知
- ・ 権利の擁護
- ・ 発達障害等支援の充実
- ・ 障がい者就労支援センター

子育て応援課長より、令和元年度第3次地域保健福祉計画進捗状況調査（資料1）に添って説明。

- ・ 交流の場づくり
- ・ 子ども家庭支援センター機能の充実
- ・ 待機児童の解消への取り組みと保育サービスの充実
- ・ 自立支援の拡充

※第2期子ども・子育て支援事業計画書を令和元年度に作成、令和2年4月に新しい計画が開始。

高齢者福祉課長より、令和元年度第3次地域保健福祉計画進捗状況調査（資料1）に添って説明。

- ・ 公共施設の利用促進
- ・ 地域交流・世代間交流の推進
- ・ 高齢者福祉センター寿楽
- ・ 介護保険制度の適正な運営
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 認知症施策の推進

※新事業として高齢者等見守りシール事業を開始。

- ・ 地域福祉の担い手の養成のための研究
- ・ 防災・防犯体制の充実
- ・ 災害時要援護者への対応

健康課長より、令和元年度第3次地域保健福祉計画進捗状況調査（資料1）に添って説明。

- ・ 母子保健事業の充実
- ・ 身体活動・運動の実践
- ・ 基本目標4の評価指標、「がん検診受診率」「30分週2回以上の運動している者の割合」「1日の野菜摂取推奨量の認知割合」「妊婦の喫煙率」

説明終了後、会長より質疑が求められ、戸田委員が次の3点について質問。

- ・ シルバー人材センターの訪問型サービスの対象者、サービス内容について
- ・ 認知症初期集中支援チームの内容について
- ・ ボランティアセンターでの町独自のヘルパーの内容について

高齢者福祉課長より次のように回答。

- ・ シルバー人材センターの訪問型サービス、町独自のヘルパー養成講座を受けたヘルパーの対象者は、総合事業の対象者、要支援1、2になる。また、認定を受けていない人でも、基本チェックリスト25項目から対象を選別している（地域支援事業の対象者）。高齢者支援センターで実施。町独自の養成講座をシルバー人材センターの会員、一般住民の52人が修了し、このうち、シルバー3人、一般3人が介護サービス事業所に登録している。シルバー人材センターが事業所として生活支援を実施している（ので、養成講座を修了した3人はこのサービスを提供できる）。介護保険の訪問介護サービスを実施している事業所に登録している人も3人いる。
- ・ 利用料も若干安くなるので、介護度に応じて利用してもらうサービスになる。
- ・ 認知症初期集中支援チームは、認知症の専門医、看護師、高齢者支援センターの職員で構成され、医療、治療、介護保険サービスに繋がりたいという場合に利用してもらう。認知症が認められるが、本人や家族の関係で治療に繋がらないケースが多いので、本人の同意を得ながらケアプランを作る際に、より専門的な人を交えたチームを作り対応する。この実績として、令和元年度に2件あった。

石蔵委員より福祉バスの充実について質問が出され、福祉課長より、町としてはいくつかの案を検討していると回答した。

村井委員より、次のような意見が出された。

- ・進捗状況は進んでいるが、点数の根拠になる情報があいまいで、なぜこの点数になったか、表記の変化や課題の書きっぱなしが気になる。
- ・専門分科会で議論した上で、審議会に意見を求めたい、審議会に諮問してもらいたいという場合や、審議会から専門分科会に意見を戻すという場合もあり、今後専門分科会よりという形が多くなるのではと考える。
- ・今後、保育の質については可視化が必要で、瑞穂町でも保育の質についての文書化等が考えられる。
- ・進捗状況表に、あとから気が付いた点に意見できるようなシートを工夫して欲しい。

中村委員より、敬老金の支給について、商品券では瑞穂町内でしか使えないので、使いにくいとの意見が出された。

高齢者福祉課長より町内の商業振興を踏まえ商品券を贈呈していると回答。

これに関連し、村井委員より、商品券の使い方の情報提供がなされていないので、どこで使えるのか、何が買えるのかがわからないので使いにくくなっている旨の意見が出された。

中村委員より、77歳、88歳は記念品を買いたいので近隣の大規模店を利用したいとの意見が出された。

高齢者福祉課長より商工会と協力して利用できる店舗の一覧表を付けている。88歳では配達してもらえる一覧を付け、電話で注文できるようにしていることが説明された。

村井委員より、どんなものを買いたいのか、マーケティング調査が定期的に必要であり、買いたいものが買えない商品券では不平・不満が残るとの意見が出された。

戸田委員より、関係団体等への働きかけにある「瑞穂町総合人材リスト」が実際に利用された実績はない。登録者は増えているのに評価がBのままになっている。広く周知をする必要や広報の仕方の検討が常に記載しているがホームページを見てもわかりづらい、との意見が出された。また、村井委員に対し見守りやボランティアについて、人同士が助け合える方法をどうしたらいいのか意見が求められた。

村井委員より、できる限り具体的な募集内容にすることが重要になる。何をするかわからない、いつまでやるのかわからない、自分ができるかわからないでは募集しても人が集まらないことが説明された。

教育部長より、総合人材リストでは、多くの登録をしてもらっているが、稼働実績がない状態にあるので、町のホームページとスカイホールのみで、リストが閲覧できる状況を改善する。町内の施設にも閲覧場所を広げる。担当が窓口でも周知を図り、目に見えるようポスター等を作ることも考えており、次回の進捗状況ではそれらを反映したいとの説明がなされた。

(2) 第4次地域保健福祉計画策定のためのアンケート結果について

担当コンサルタントより、アンケート調査結果ダイジェスト（資料2）に添って説明。

- ・第4次地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査は令和元年8月から9月にかけて実施し、元年度町内在住18歳以上65歳未満500人を無作為抽出し、回答は195人（回収率39.0%）だった。調査結果報告書では、前回調査結果と比較できるようになっている。
- ・65歳以上については、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定のために、令和2年1月から2月にかけて介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、令和元年5月から11月にかけて在宅介護実態調査、2つのアンケート調査を実施した。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者3,000人を対象に、回答は2,435人（回収率81.2%）だった。この調査結果は国の「見える化システム」に入力し、処理される。
- ・在宅介護実態調査は、500人を対象に、384人（回収率76.8%）の回答で、この結果は国の提供するツールに入力し、処理される。

(3) 第4次地域保健福祉計画について

福祉課長より、次のように説明。

- ・平成29年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備を市町村計画に盛り込むことになる。
- ・現状は高齢者や子どもといった、年齢や特性で別れているが、相談機関の一元化、1つの世帯が抱える多様な生活課題を様々な機関が関わり、問題解決できる体制が求められている。
- ・現在の高齢者支援センターの機能が、全年齢を対象とするようなイメージになる。
- ・平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、判断能力が不十分な人の生命・自由・財産等を守るため、権利擁護、支援施策を考え、地域で自分の意思に添った生活ができるよう地域連携ネットワークの構築や、その中核になる機関のあり方や支援の担い手の養成などの施策が挙げられている。
- ・アンケート調査結果で見られる、理想の瑞穂町に近づけるため、また社会福祉協議会と共同開催している地域ささえあい連絡協議会での住民意見を取りまとめ、計画に活かしていくことを考えている。

健康課長より、次のように説明。

- ・長期総合計画の中でも新たな感染症対策を盛り込むような意見があり、今後の健康づくり推進専門分科会でも議論に含まれると考えている。

- ・感染症対策は都の管轄、予防接種が市町村の管轄になっているが、町として新たな感染症対策をどう取組んでいくか検討していくことになる。

(4) 各専門分科会について

福祉課福祉推進係長より、資料3～6に添って説明。

- ・小地域活動推進専門分科会、健康づくり推進専門分科会、障害福祉計画専門分科会は既に第1回の会議を開催しており、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会は7月29日（水）に開催予定。
- ・各分科会で案を出し、審議会で総括する。

5 その他

(1) 高齢者福祉課よりお知らせ

高齢者福祉課長より、高齢者等見守りシール事業（資料7）について説明がなされた。

- ・進捗状況説明の認知症施策の推進で説明済みである。
- ・「高齢者等」としており、高齢者以外の若年性認知症患者、障がい者でも利用可能。

これに関連し、村井委員より見守りアプリについて、補足説明がなされた。

- ・見守りアプリを活用すれば、色々な人が参加し、知らない人でも今いる付近で見守りする対象を見つけ出すことができる。
- ・普段の見守りと緊急時の見守りといった使い分けが可能になる。
- ・アプリを沢山の人が利用することが大前提で、例えば、自治会全体で加入すると効果的に機能する。

(2) 健康課よりお知らせ

健康課長より、赤ちゃん応援臨時給付金（資料8）について説明。

- ・感染症対策が必要な家庭の負担を軽減し、新たに町の住民になった赤ちゃんのすこやかな成長を応援する。
- ・令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた赤ちゃんを対象に7月より給付（5万円）を開始した。出生により瑞穂町に住民登録し、引き続き登録している事が条件になる。
- ・対象になる家庭には町から申請書等を含めた連絡を送付する。

6 閉会

事務局（福祉課福祉推進係長）より今後の予定を連絡。

- ・第3回 令和3年1月15日（金）
- ・第4回 令和3年3月26日（金）

閉会のあいさつ。